

## 水道料金の値上げ、令和5年度水道事業決算認定・利益の処分への反対討論 掛布まち子

令和5年度の江南市水道事業会計決算は、有収水量が減少したにもかかわらず、動力費の減少によって、経常収支比率は前年度比2.9%増え、経営の健全性を示す100%を大きく超えた121.6%となりました。令和5年度末の内部留保資金は13億2800万円で、目標額の10億円を大きく上回っています。どの指標をとっても目標値を達成している健全財政、余裕たっぷりの安定した財政状況です。この経営状況を見る限り、今後5年間を算定期間とした水道料金値上げの提案を、今行わなければならないとは思えません。

また物価高騰が収まる気配がなく、特に食料品や日用品などの生活必需品の値上がりが厳しく、賃金や年金は、物価上昇に追いつくだけ改善されていません。市民生活、特に低所得世帯の暮らしが物価高騰に押しつぶされている今、公共料金は値上げではなく引き下げこそ、求められていると思います。

条例改定案は、県営水道からの受水量の増加や県営水道の料金値上げ、継続する基幹管路の耐震化・更新工事、人口減少による給水収益の減少などに備えて、来年度から水道料金を平均約9.4%引き上げる内容となっていますが、値上げの必要性や時期だけでなく、改定内容にも問題があります。

使用水量に関わらず賦課する基本料金の割合を増やし、使用水量に応じて賦課する従量料金の逡増度を緩める料金体系への改定です。これによって、使用水量の少ない世帯ほど値上げ率が大きくなり、使用水量月10立方メートルでは15%を超える値上げ幅となります。低所得の一人暮らし世帯が値上げの影響をもっとも大きく受けることとなります。

所得に応じた水道料金の減免制度が設けられていれば、まだしも、減免制度も作らないまま、このような料金改定を行うことは、物価高騰で生活が厳しい低所得世帯をさらに追い詰めることとなります。

水道事業は、独立採算の企業経営である前に、命の水をどの家庭に対しても安全に・安定的に供給する福祉の目的があります。水道法にも水道は「国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないもの」とうたわれています。高すぎる水道料金の設定によって、水道利用を差し控えなければならない世帯が出てくることは、絶対に避けなければなりません。そのために、水道法は必要な財政援助を行うよう国に求めています。

令和5年度決算では、県の生活基盤施設耐震化補助金6375万円が建設改良費への補助として出ています。江南市としても、水道の基幹管路の耐震化は、市民の基本的な生活基盤施設を強化する工事であると位置づけをし、利用者の水道料金で、多額の耐震化更新工事の財源まで賄うのではなく、耐震化工事の財源は市が出資金を出して賄うよう変更するべきです。

来年度からの値上げを延期しても、ただちに水道事業の経営が悪化するとは考えられません。

将来的にも、市一般会計からの出資金と企業債発行額を増額し、基幹管路の更新工事の財源にあてれば料金改定率を低く抑えることは可能です。特に、江南市水道事業は過去に企業債発行を行わず経営していた時期が相当期間あったため企業債残高が比較的少なく、企業債発行残高対給水収

益比率は、令和 5 年度末で目標値である 300%を大幅に下回る 142%にすぎません。料金の値上げを抑えるために、企業債発行額の増額を行うべきではないでしょうか。

以上、水道料金の引き上げは今行うべきではない、引き上げを回避する努力が足りない、低所得世帯への配慮がたりないとの立場から、水道事業給水条例の一部改正についてと、令和 5 年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対・不認定とします。

なお、委員会審議等で、消火栓の設置、移設に関する負担金の事務取扱要綱が、平成 28 年度に、議会に何ら知らせないまま一部改定され、水道事業が行う配水管改良工事や基幹管路更新工事を原因とする消火栓の移設工事費が、消防署の負担から水道事業の負担へと変更されていたことが判明しました。

事務取扱要綱とは言え、負担金の在り方、予算のつけ方が変わる変更であるにもかかわらず、議会に知らせないまま改定したことは、H28 年度当時のことですが、遺憾としか言いようがありません。

要綱の一部改定は、水道法違反とまでは言えず、影響額も現時点では大きくはありませんが、今後、基幹管路の更新工事の継続によって消火栓移設件数が増大していけば、内部留保資金の無視できない減少につながります。今後水道事業の計画を改定するなどの区切りの時には、議会にも諮りながら、再度の要綱見直しを検討するべきではないか、と付け加え討論を終わります。